

令和3年度からの市・県民税の税制改正等について

【給与所得控除の見直し】

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円に引き下げられました。
なお、子育て世帯や介護世帯には負担が生じないように、措置が講じられます(所得金額調整控除)。

給与所得控除の詳細

給与等の収入金額	給与所得控除(改正前)	給与所得控除(改正後)
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	195万円
1,000万円超	220万円	

※給与等の収入金額が660万円未満の場合は、給与所得は上記の表によらず、所得税法別表第5により求めます。

【公的年金等控除の見直し】

- 公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除について、195.5円が上限とされました。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、公的年金等控除から引き下げることとされました。

改正前の公的年金等控除額

受給者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	収入金額×25%+37.5円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%+78.5円
	770万円超1,000万円以下	収入金額×5%+155.5万円
	1,000万円超	
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	収入金額×25%+37.5円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%+78.5円
	770万円超1,000万円以下	収入金額×5%+155.5万円
	1,000万円超	

改正後の公的年金等控除額

受給者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 27.5万円	収入金額×25%+ 17.5万円	収入金額×25%+ 7.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 68.5万円	収入金額×15%+ 58.5万円	収入金額×15%+ 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+ 145.5万円	収入金額×5%+ 135.5万円	収入金額×5%+ 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 27.5万円	収入金額×25%+ 17.5万円	収入金額×25%+ 7.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 68.5万円	収入金額×15%+ 58.5万円	収入金額×15%+ 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+ 145.5万円	収入金額×5%+ 135.5万円	収入金額×5%+ 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

【基礎控除の見直し】

- 1.基礎控除額が10万円引き上げられました。
- 2.合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はできないこととされました。

基礎控除額

合計所得金額	基礎控除(改正前)	基礎控除(改正後)
2,400万円以下	33万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円
2,500万円超		0円(適用なし)

【所得金額調整控除の創設】

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 1.給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
 - ア.本人が特別障害者に該当する
 - イ.年齢が23歳未満の扶養親族を有する
 - ウ.特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円) × 10%

- 2.給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円))+公的年金等に係る雑所得金額(10万円を超える場合は10万円))-10万円

※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

【調整控除の見直し】

合計所得金額が2,500万円を超える場合に、調整控除が適用されないこととなりました。

【所得控除等の合計所得金額の要件見直し】

所得控除等の合計所得金額要件

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件	合計所得金額38万円以下	合計所得金額48万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額38万円超123万円以下	合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額65万円以下	合計所得金額75万円以下
障害者、未成年、ひとり親及び寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額125万円以下	合計所得金額135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+16.8万円 ※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算	合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+16.8万円+10万 ※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算
所得割の非課税限度額の総所得金額等	総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円 ※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算	総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+32万円+10万 ※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算

【寡婦・寡夫控除の見直し】

- 1.婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下)について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されることとなりました。
 - 2.上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても男性の寡夫と同様の所得制限(合計所得金額500万円以下)を設けることとなりました。
- ※いずれも、住民票の続柄に「夫(見届)」「妻(見届)」の記載のあるかたは対象外となります。